

各位

株式会社 日本住宅保証検査機構

【お詫び】住宅かし保険 重要事項説明書 誤記載と訂正について

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。
この度、この度、住宅かし保険の重要事項説明書において記載に一部誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正させていただきます。

記

1. 対象

2020年4月以降配布分の以下帳票が対象となります。

(1) JI0 わが家の保険

- ・SN1004 JI0 わが家の保険 重要事項説明書 住宅事業者様用
- ・SN1008 JI0 わが家の保険 保険内容のご案内（重要事項説明書） 住宅取得者様用

(2) JI0 大規模修繕かし保険

- ・DS1011 JI0 大規模修繕かし保険 パンフレット兼重要事項説明書（大規模修繕事業者様用）

2. 誤記載内容

(1) JI0 わが家の保険

故意・重過失特約内容説明記載部分

【誤】故意・重過失損害に対してお支払いする保険金の限度額は保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の事故による損害に対してお支払いする保険金と通算して、保険証券（保険付保証書）に記載されている金額とします。

【正】故意・重過失損害に対してお支払いする保険金の限度額は保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の事故による損害に対してお支払いする保険金と通算して、2,000万円とします。

※ご契約保険金額が3,000万円以上の場合においても、故意・重過失損害に対してお支払いする保険金は2,000万円が限度となります。

<誤記載箇所 SN1004 7ページ>

故意・重過失の場合における取扱い

- この保険契約には、「故意・重過失特約」が自動的に付帯されます（住宅取得者が宅建業者の場合は除きます。）。この特約により、住宅事業者等*の故意または重大な過失により生じた事故による損害（以下「故意・重過失損害」といいます。）が生じた場合は、住宅事業者の倒産等の場合にかぎり保険金の支払対象となり、住宅取得者に対して直接保険金をお支払いします。故意・重過失損害に対してお支払いする保険金の限度額は保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の事故による損害に対してお支払いする保険金と通算して、保険証券に記載されている金額とします。

ただし、故意・重過失損害に対してJI0が支払いを受ける「住宅購入者等救済基金」からの再保険金の額が制限される場合は、JI0が支払うべき保険金の額について、その再保険金の額を限度とします。

*「住宅事業者等」とは下記の者をいいます。

- ① 住宅事業者 ② 住宅事業関係者 ③ ①、②と雇用契約のある者

● 故意・重過失の場合における取扱い

この保険契約には、「故意・重過失特約」が自動付帯されます（住宅取得者が宅建業者の場合は除きます。）。この特約により、住宅事業者等*の故意または重大な過失により生じた事故による損害（以下「故意・重過失損害」といいます。）が生じた場合は、住宅事業者の倒産等の場合にかぎり保険金の支払対象となり、住宅取得者に対して直接保険金をお支払いします。故意・重過失損害に対してお支払いする保険金の限度額は保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の事故による損害に対してお支払いする保険金と通算して、**保険付保証明書に記載されている金額**とします。

ただし、故意・重過失損害に対してJIOが支払いを受ける「住宅購入者等救済基金」からの再保険金の額が制限される場合は、JIOが支払うべき保険金の額について、その再保険金の額を限度とします。

- * 「住宅事業者等」とは下記の者をいいます。
- ① 住宅事業者
 - ② 住宅事業関係者
 - ③ 上記の①または②と雇用契約のある者

(2) JIO 大規模修繕かし保険

6 ページ 5. お支払いする保険金の内容

【誤】 ※発注者の直接請求により保険金をお支払いする場合は、**①②③の費用**が対象となります。

【正】 ※発注者の直接請求により保険金をお支払いする場合は、**①～④の費用**が対象となります。

※「故意・重過失特約」により発注者に直接保険金をお支払いする場合は、①、②、③の費用が対象となります。

5. お支払いする保険金の内容

- 以下の費用のうち、JIOが事前に必要かつ妥当と認めた額を保険金としてお支払いします。

①	修補費用*1	材料費、労務費等の事故を修補するために直接必要な費用
②	仮住居費用・転居費用	対象住宅の事故の修補のために、居住者が一時的な移転を余儀なくされたことによって生じる仮住居費用および転居費用
③	損害調査費用	保険対象工事部分に事故が発生したことにより修補が必要となる場合に、修補が必要な範囲、修補の方法や金額を確定するための調査に必要な費用
④	駐車場賃借費用	事故の修補の際に足場の設置によって駐車施設からの車の移動を余儀なくされた対象住宅の居住者から請求を受けた駐車場賃借に必要な費用
⑤	求償権保全費用	保険金の支払対象となる事故による損害が発生し、大規模修繕事業者が他人に損害賠償の請求ができる場合に、その権利を保全する手続きを行うために必要な費用
⑥	争訟費用	瑕疵担保責任に関する争訟について必要となる訴訟、和解、調停、仲裁または示談の費用

*1 修補以外の方法（修補以外による履行の追完、報酬返還、解除、損害賠償）により瑕疵担保責任に基づいて支払すべき費用（仮にその事故を修補した場合にかかる費用を限度とします。）も含まれます

※発注者の直接請求により保険金をお支払いする場合は、**①②③の費用**が対象となります。